令和8年11月16日

一般競争入札公告

社会福祉法人小鹿野福祉会
理 事 長　近 藤　良 一

社会福祉法人小鹿野福祉会の発注する「特別養護老人ホーム小鹿野苑多床室のプライバシー保護のための改修工事」について、下記のとおり一般競争入札を公告します。

記

1. 入札内容
(1)工事名称　特別養護老人ホーム小鹿野苑
多床室のプライバシー保護のための改修工事
(2)工事場所　〒368-0101　埼玉県秩父郡小鹿野町下小鹿野2551番地
社会福祉法人小鹿野福祉会　特別養護老人ホーム小鹿野苑
(3)工事内容　多床室25室(4床室20室、2床室5室)に対するプライバシー保護のための改修工事
(4)工事期間　契約締結日から令和9年3月31日まで(予定)

2. 入札方法等
(1)入札方法　一般競争入札
(2)入札場所　埼玉県秩父郡小鹿野町下小鹿野2551番地
社会福祉法人小鹿野福祉会　特別養護老人ホーム小鹿野苑
(併設施設:養護老人ホーム秩父荘会議室)
(3)入札日時　令和8年12月16日(水)　午後2時
(4)予定価格　有　(非公表)
(5)最低制限価格　有　(非公表)
(6)入札保証金　無

3. 入札参加資格
(1)地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
(2)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が定める競争入札参加資格の再審査を受けている者を除く)でないこと。
(3)最新の埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿に建築工事業で登載されている単体企業(共同企業体は不可)で、直近の評価が次の条件を満たした事業者であること。

① 内装仕上工事業の格付けがＡランクであること
② 総合評定値（Ｐ点）が内装工事仕上業700点以上であること
③ 経営状況の指数（Ｙ点）が700点以上であること

（4）公告日から落札決定までの間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

（5）公告日から落札決定までの間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

（6）当法人の理事が役員をしている企業及びその企業と親子関係にある企業でないこと。また、対象工事に係る設計業務の受託者ではなく、当該受託者と資本若しくは人事面で関連がないこと。

（7）元請として請け負った工事で、過去5年間（令和3年4月～8年3月）に埼玉県内の福祉施設又はそれに類する施設の工事実績を有すること。

4．入札参加資格の確認

（1）受付期間　公告日から令和8年 11月25日（水） 17時まで

（2）提出書類　ア 一般競争入札参加資格確認申請書（書式は法人 HP よりダウンロードすること）
イ 会社案内
ウ 建設業許可証明書の写し
エ 資格審査数値を証する書類
オ 施工実績（件名、規模、工期等）を証する工事請負契約書等の写し
カ 担当者の名刺（電話番号、FAX 番号、メールアドレスがわかるもの）
※提出書類は返却いたしません。

（3）提出方法　下記提出先に連絡の上、（1）の期日までに郵送若しくは持参

（4）提 出 先　〒368-0101 埼玉県秩父郡小鹿野町下小鹿野 2551 番地
社会福祉法人小鹿野福祉会 特別養護老人ホーム小鹿野苑
電話：0494-75-3920
FAX：0494-75-3946
Mail：chichiso@beige.plala.or.jp
担当：茂木・山口
※問合わせ時間は、10時から16時までとする。（土日祝日除く）

5．一般競争入札参加資格確認通知及び設計図書等の配付及び仕様書等に関する質問及び回答

（1）入札参加資格等確認審査後、全ての業者に参加資格の有無についてメールで通知する。

（2）入札参加資格有と確認された業者には、設計図書等（入札説明書、入札等書式、図面、仕様書等）を配付する。なお、現場説明会は行わない。

※配付場所：社会福祉法人小鹿野福祉会 特別養護老人ホーム小鹿野苑
〒368-0101 埼玉県秩父郡小鹿野町下小鹿野 2551 番地
電話：0494-75-3920
FAX：0494-75-3946
担当：茂木・山口

(3)設計図書等に質疑がある場合は、下記期日までにメールにて問い合わせること。
①質疑期限　令和8年11月25日(水)～令和8年12月2日(水)17時まで
②回答期限　令和8年12月4日(金)までに、入札参加資格が認められた全てにメールにより通知する。

6. 入札
(1)入 札 日　　令和8年12月16日(水)　午後2時から
(午後1時30分から1時50分までに受付を完了すること)
(2)入札場所　　埼玉県秩父郡小鹿野町下小鹿野 2551 番地
社会福祉法人小鹿野福祉会　特別養護老人ホーム小鹿野苑
(併設施設:養護老人ホーム秩父荘会議室)
(3)入札方法　　入札書を封筒に入れ厳封のうえ、入札箱に投函
(4)開　　札　　入札後即開札
(5)そ の 他　　参加者は名刺を用意すること

7. 入札方法
(1)代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。
(2)落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
(3)入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。
(4)入札参加にあたっては、入札日当日に「入札金額見積内訳書」を提出すること。

8. 入札の無効
(1)下記の各項目に該当する入札は無効とする。
① 入札に参加する資格のない者がした入札
② 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
③ 談合その他不正行為があったと認められる入札
④ 虚偽の一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者がした入札
⑤ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
⑥ 次に掲げる入札
ア 入札書に押印のないもの
イ 記載事項を訂正した場合においては、その個所に押印のないもの
ウ 押印された印影が明らかでないもの
エ 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
オ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
カ 他人の代理を兼ねた者がしたもの
キ 2 以上の入札書を提出した者がしたもの、又は 2 以上の者の代理をした者がしたもの
⑦ 前各項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札

(2)その他

① 公正に入札執行が出来ない状況に陥った場合、入札を執行しない場合がある。

② 談合に関する情報提供があった場合は、情報提供者及び参加業者から事情を聴取し、入札の延期・中止をすることがある。

③ 一度提出した入札書の書換え、引換えまたは撤回することはできない。

④ 入札は当法人の監事及び理事の立ち合いによるものとする。

⑤ 県から指摘や指示等があった場合は、それに従うこと。

9. 落札者の決定

(1)予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。

(2)初回入札において予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する。再度入札は 3 回まで実施する。

ただし、初回入札に参加する者が 1 者のみの場合は、入札は 1 回のみとし、再度入札は行わない。また、再度入札に参加する者が 1 者のみとなった場合の再度入札は、当該再度入札のみとし、その後の再度入札は行わない。

なお、前回入札で最低制限価格に満たない者は再度入札に参加できないものとする。

(3)上記(2)によっても落札者がいない場合、最低価格で入札した者に随意契約の意思があるときは、次の条件を遵守したうえで交渉による随意契約を行うものとする(最低価格で入札した者に随意契約の意思がないときは、順次、次に低い価格で入札した者を対象とする)。

なお、随意契約の交渉にあたっては、見積書を提出することとし、その見積書が予定価格の範囲内であり、随意契約の相手として理事会の承認が得られ、かつ、随意契約を行うことについて県から認められた場合のみ契約を行うものとする。

①契約額は予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上であること

②交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと

③入札に当たっての条件等を変えることは認められないこと

④契約額が確定した場合はその内容を書面にし、事業者及び業者が署名捺印すること

(4)落札者とすべき同額の入札をした者が 2 者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする(くじ引きの方法は棒引きとする)。

(5)入札者がいない場合は、入札を不調とする。

10. 契約方法等

(1)様式契約に関する細目は民間(七会)連合協定工事請負契約約款に準拠する。

(2)契約保証金の徴収は免除する。ただし、工事履行保証保険(工事請負額の10分の1以上の金額を保証)による工事履行保証措置を講じること(工事完成保証人制度は採用しない)。

(3)契約の履行については、発注者及び工事監理者の指示に従うとともに、県等から指導があった場合はこれに従うこと。

(4)一括下請契約を行わないこと。

(5)本契約の締結は県が結果を確認し、当法人の理事会で承認を受けた後とする。

(6)建設業法(昭和22年法律第54号)及び独占禁止法に抵触する行為を行わないこと。

(7)課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。

(8)請負代金の支払い時期に関しては、入札説明書より別に定めるとおりとする。
(9)その他詳細事項については、入札説明書等により別に定めるとおりとする。

11. その他
(1)公告文に記載のない事項については関係法令を遵守すること。
(2)本工事は、補助金を受けて行うものであるため、県等による検査のために必要な書類等の作成に協力を要するものとする。